

飲酒運転をするおそれのある者に車両提供の禁止 (第65条第2項)



運転者が酒酔い運転の場合
(第117条の2第2号)

5年以下の懲役
または
100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合
(第117条の2の2第4号)

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

飲酒運転をするおそれのある者に酒類提供の禁止 (第65条第3項)



運転者が酒酔い運転の場合
(第117条の2の2第5号)

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合
(第117条の3の2第2号)

2年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

運転手が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう、要求又は依頼しての同乗の禁止 (第65条第4項)



運転者が酒酔い運転の場合
(第117条の2の2第6号)

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合
(第117条の3の2第3号)

2年以下の懲役
または
30万円以下の罰金